

野村美明「債権質」解説要旨

『国際私法判例百選』88-89頁（有斐閣、2004年）債権質、最高裁昭和53年4月20日第一小法廷判決（昭50（オ）347号転付債権請求事件）（民集32巻3号616頁）

債権質の準拠法の決定方法

法例その他成文の国際私法規則には「債権質」という用語が存在しないので、これをどう理解して準拠法を決めるかが問題となる。以下の3つの考え方がある。

債権質を物権と解して、法例10条の目的物の所在地法による（法例10条説）、国際私法上、債権質を債権譲渡担保とともに債権譲渡の一種としてとらえ、対抗要件については法例12条を適用（または類推適用）し、債務者の住所地法によらせる（法例12条説）、債権質を物権ととらえながら、法例10条によらず、債権質の客体（目的）である債権を有体物の所在地に相当するものとして、第三者に対する効力も含めて債権自体の準拠法による（債権準拠法説）判旨（ ）は の立場であり、多数説といわれる。

の法例10条説は、古い学説によって主張されていたもので、債権の「所在地」として債務者の住所地など過度の擬制を強いることになると批判される。しかし、法例起草時には債権の所在地を債務者の住所地とするのが原則であり、現在でもこの「擬制」は利用されている（民執144条2項）ことを考えると、この批判は一面的すぎる。

の法例12条説は、本件のような債権質の第三者に対する効力（X1とY銀行香港支店との対抗・優劣関係）を債権譲渡の第三者に対する効力と類似の問題ととらえ、債務者の住所地法を準拠法とする。

第1に、この説は、法例12条が現存しており、また、債務者およびそれ以外の第三者保護について、債権譲渡の場合と区別すべき理由はないことを根拠とする。第2に、最近の国際立法でも、債権譲渡と債権に対する担保権の設定とは外見上区別が困難という理由で、両方を適用範囲に含めている（国際取引における債権譲渡に関する条約2条参照。証券的権利について、ハーグ国際私法会議による口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関する条約1条1項(h)参照）ように、両者を国際私法上同一に扱うことには実際上の理由がある。第3に、同一債権について、債権譲受人（X2）、転付命令を得た者（X1）、質権者（Y銀行香港支店）などが優先弁済権を争った場合に、同一の準拠法によって判断しなければ優劣を決定することができないおそれがあるから、前二者の第三者に対する効力が法例12条により債務者の住所地法によるとされる以上、債権質権者の第三者に対する効力も同様でなければならないからという。

法例12条説によれば、本件のような対抗問題を同一の準拠法で判断できるから、準拠法に対する予測可能性が高い。これに対して、対抗問題を の債権準拠法説によって債権の準拠法に委ねると、契約当事者の「黙示の意思」に委ねることになりかねず、国際取引の安全を害するおそれがある。

ところで、 の法例12条説のなかには、債権質の第三者効以外の問題については、説

に従い、債権質の目的である債権の準拠法で判断するものもある。しかし、そもそも債権譲渡においても、当事者間の関係については目的債権の準拠法によることになるので、債権質の問題を統一的に債権譲渡として扱う方が首尾一貫する。